

令和6年伊豆市議会11月臨時会会議録目次

第1号（11月1日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	2
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	2
○職務のため出席した者の職氏名	2
○臨時議長の紹介並びに挨拶	3
○開会宣告	3
○仮議席の指定	3
○議長の選挙	3
○議席の指定	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期決定の件	5
○副議長の選挙	6
○常任委員会委員の選任	7
○各常任委員会正副委員長互選結果の報告	8
○議会運営委員会の選任	8
○一部事務組合議会議員の選挙	9
○議案第90号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決	10
○議案第91号及び議案第92号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決	12
○閉会中の所管事務調査の申出	20
○閉会宣告	20
○署名議員	23

令和6年伊豆市議会11月臨時会

議事日程(第1号)

令和6年11月1日(金曜日)午前9時30分開会

◎臨時議長の紹介並びに挨拶

◎市長・教育長挨拶(日程第9後)

- 日程第 1 仮議席の指定
日程第 2 議長の選挙
日程第 3 議席の指定
日程第 4 会議録署名議員の指名
日程第 5 会期決定の件
日程第 6 副議長の選挙
日程第 7 常任委員会委員の選任
日程第 8 議会運営委員会委員の選任
日程第 9 一部事務組合議会議員の選挙
日程第10 議案第90号 専決処分の報告及びその承認について(令和6年度伊豆市一般会計補正予算(第6回))
日程第11 議案第91号 令和6年度伊豆市公共用地取得事業特別会計補正予算(第1回)
日程第12 議案第92号 令和6年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算(第3回)
日程第13 閉会中の所管事務調査の申出

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

- | | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 尾垣和則君 | 2番 | 飯田大君 |
| 3番 | 浅田藤二君 | 4番 | 小川多美子君 |
| 5番 | 黒須淳美君 | 6番 | 鈴木優治君 |
| 7番 | 下山祥二君 | 8番 | 波多野靖明君 |
| 9番 | 間野みどり君 | 10番 | 青木靖君 |
| 11番 | 三田忠男君 | 12番 | 小長谷順二君 |
| 13番 | 森良雄君 | 14番 | 木村建一君 |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市	長	菊	地	豊	君	副	市	長	伊	郷	伸	之	君					
教	育	長	鈴	木	洋	一	君	総	合	政	策	部	長	新	間	康	之	君
総	務	部	長	井	上	貴	宏	君	市	民	部	長	佐	藤	達	義	君	

職務のため出席した者の職氏名

事	務	局	長	稲	村	栄	一	次	長	土	屋	洋	美
主	任	原	亜	里	沙								

◎臨時議長の紹介並びに挨拶

○議会事務局長（稲村栄一君） 皆様、おはようございます。議会事務局長の稲村です。

本臨時会は、一般選挙後、最初の議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

出席議員のうち、森良雄議員が年長の議員でありますので、御紹介申し上げます。

〔臨時議長 森 良雄君席に着く〕

○臨時議長（森 良雄君） おはようございます。ただいま御紹介いただきました森良雄です。

地方自治法第107条の規定により、議長選挙が終わるまでの間、臨時に議長の職を行いますので、よろしく願いいたします。

開会 午前 9時31分

◎開会宣告

○臨時議長（森 良雄君） 本日の出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただいまより令和6年伊豆市議会11月議会臨時会を開会いたします。

◎仮議席の指定

○臨時議長（森 良雄君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

◎議長の選挙

○臨時議長（森 良雄君） 日程第2、これより議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（森 良雄君） ただいまの出席議員数は14人です。

投票用紙の配付をいたします。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（森 良雄君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔発言する人なし〕

○臨時議長（森 良雄君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（森 良雄君） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。

ただいまから投票を行います。

会議規則第29条の規定により、仮議席番号順に1番の議員から順次投票願います。

〔投票〕

○臨時議長（森 良雄君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○臨時議長（森 良雄君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○臨時議長（森 良雄君） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に、仮議席番号1番尾垣和則議員及び2番飯田大議員を指名します。

尾垣議員、飯田議員、開票の立会いをお願いします。

〔開票〕

○臨時議長（森 良雄君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 14票

有効投票 13票

無効投票 1票

有効投票のうち、下山祥二議員 12票

森良雄議員 1票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。

よって、下山祥二議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました下山祥二議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

議長当選の承諾及び就任の挨拶をお願いいたします。

下山祥二議員。

〔議長 下山祥二君登壇〕

○議長（下山祥二君） ただいま議長に選出いただきまして、誠にありがとうございます。

責任の重さをひしひしと感じているところであります。

まずは、伊豆市の最高決定機関である伊豆市議会、かつ二元代表制の議会として、行政事務に関しては、常に是々非々の立場を取るべきだと思っております。その上で、市民の皆様の御意見や御要望を真摯に受け止め、その御意見、御要望が公益に資するものであれば、市政に反映すべきだと思っております。

さきの市議会議員選挙、前回より8.6%減少し、56.15%の投票率でした。この事実を重く受け止め、より市民に開かれた議会、より市民に近い議会を目指すべきだと思います。さらなる議会改革を進めたいと思っております。議員の皆様の御協力をお願いいたします。

そして、私は市長、市議会議員選挙の同日選挙を目指しております。この第7期の議会でぜひ実現したいと思っております。よって、我々の任期は4年ではなく7か月短縮し、3年5か月と捉え、議員の皆様の公約やら推進すべき施策は前倒しで進めていただき、同日選挙の議論を重ね、ぜひとも賛同いただきたいと思います。

先輩議員の皆様、あるいは先輩議長の皆様のように議会運営ができるかどうか、甚だ不安ではありますが、皆様の御指導、御協力をお願いして議長職を全うしたいと思っておりますので、どうかよろしくをお願いいたします。

○臨時議長（森 良雄君） それでは、新議長が決定いたしましたので、臨時議長の職務は終了いたしました。御協力ありがとうございました。

下山議長、議長席に着席願います。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時44分

再開 午前 9時44分

○議長（下山祥二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本議会における会議資料の配付につきましては、伊豆市議会規則第167条の2の規定により、貸与しておりますタブレットに表示することで、同規則による配付とみなします。

よって、本日の日程、その後に配付する委員会名簿等につきましても、タブレットに表示することで配付とみなしますので、ご了承願います。

◎議席の指定

○議長（下山祥二君） 日程第3、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定によって、ただいまの着席のとおり指定いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（下山祥二君） 日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において指名いたします。議席番号3番浅田藤二議員、議席番号4番小川多美子議員を指名いたします。

◎会期決定の件

○議長（下山祥二君） 日程第5、会期の日程の件を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日限りとしたいと思います。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（下山祥二君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

◎副議長の選挙

○議長（下山祥二君） 日程第6、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（下山祥二君） ただいまの出席議員数は14人です。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（下山祥二君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（下山祥二君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○議長（下山祥二君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

ただいまから投票を行います。

会議規則第29条の規定により、議席番号順に1番の議員から順次投票願います。

〔投票〕

○議長（下山祥二君） 投票漏れはありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（下山祥二君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（下山祥二君） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に、議席番号5番黒須淳美議員及び議席番号6番鈴木優治議員を指名します。

黒須議員及び鈴木優治議員、開票の立会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（下山祥二君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 14票

有効投票 12票

無効投票 2票です。

有効投票のうち、間野みどり議員 11票

森良雄議員 1票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。

よって、間野みどり議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選された間野みどり議員が議場におられます。本席から会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

間野議員、副議長当選の承諾及び就任の挨拶をお願いいたします。

〔副議長 間野みどり君登壇〕

○副議長（間野みどり君） ただいま副議長に選任いただきました間野みどりでございます。ありがとうございます。

今、責任の重さをひしひしと感じ、また、胸がドキドキしております。

まずは、議長を補佐すること、そして、伊豆市にとって円滑な議会を運営できるように努めてまいりたいと思っています。皆様の御指導、そして御協力よろしくをお願いいたします。

○議長（下山祥二君） ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時54分

再開 午前 9時58分

○議長（下山祥二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎常任委員会委員の選任

○議長（下山祥二君） 日程第7、常任委員会委員の選任を議題とします。

お諮りします。

常任委員会の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において指名したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（下山祥二君） 異議なしと認めます。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時58分

再開 午前10時01分

○議長（下山祥二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

常任委員の選任については、ただいま配付した名簿のとおり指名いたします。

職員に朗読させます。

○議会事務局長（稲村栄一君） 総務経済委員会、尾垣和則議員、浅田藤二議員、波多野靖明議員、間野みどり議員、三田忠男議員、小長谷順二議員、森良雄議員。

教育厚生委員会、飯田大議員、小川多美子議員、黒須淳美議員、鈴木優治議員、下山祥二議員、青木靖議員、木村建一議員。

以上です。

○議長（下山祥二君） ただいま指名しました議員を各常任委員会委員に選任することに決定しました。

ただいま選任しました各常任委員は、次の休憩中、それぞれ委員会を開催し、委員会条例第8条第2項の規定により正副委員長の互選を行い、速やかに委員会構成を終了し、報告願います。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時02分

再開 午前10時39分

○議長（下山祥二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎各常任委員会正副委員長互選結果の報告

○議長（下山祥二君） 休憩中、各委員会が開かれ、正副委員長の互選が行われましたので、事務局長に報告させます。

事務局長。

○議会事務局長（稲村栄一君） 総務経済委員会委員長、浅田藤二議員、副委員長、森良雄議員。

教育厚生委員会委員長、鈴木優治議員、副委員長、黒須淳美議員。

以上です。

○議長（下山祥二君） 以上で常任委員会委員の選任を終わります。

◎議会運営委員会委員の選任

○議長（下山祥二君） 日程第8、議会運営委員会委員の選任を議題とします。

お諮りします。

委員会条例第7条第1項の規定により、議長において指名したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（下山祥二君） 異議なしと認めます。

それでは、議会運営委員会委員を配付した名簿のとおり指名いたします。

職員に朗読させます。

○議会事務局長（稲村栄一君） 議会運営委員会委員、浅田藤二議員、小川多美子議員、鈴木優治議員、三田忠男議員、小長谷順二議員、木村建一議員、間野みどり議員。

以上です。

○議長（下山祥二君） ただいま指名しました議員を議会運営委員会委員に選任することに決定しました。

ただいま選任しました議会運営委員会委員は、次の休憩中に委員会を開催し、委員会条例第8条第2項の規定により正副委員長の互選を行い、速やかに委員会構成を終了し、報告願います。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時54分

○議長（下山祥二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中、議会運営委員会が開かれ、正副委員長の互選が行われましたので、事務局長に報告させます。

○議会事務局長（稲村栄一君） 議会運営委員会委員長に三田忠男議員、副委員長に小川多美子議員。

以上です。

○議長（下山祥二君） 以上で議会運営委員会委員の正副委員長の報告を終わります。

◎一部事務組合議会議員の選挙

○議長（下山祥二君） 日程第9、一部事務組合議会議員の選挙を議題といたします。

これより、駿東伊豆消防組合、伊豆市沼津市衛生施設組合、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合、駿豆学園管理組合の議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（下山祥二君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法は、議長において指名することで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（下山祥二君） 異議なしと認めます。

よって、議長において指名いたします。

それでは、順次指名します。

駿東伊豆消防組合議会議員に波多野靖明議員、三田忠男議員。

伊豆市沼津市衛生施設組合議会議員に飯田大議員、小川多美子議員、黒須淳美議員、鈴木優治議員。

伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会議員に飯田大議員、小川多美子議員、黒須淳美議員、鈴木優治議員。

駿豆学園管理組合議会議員は、議員の中から選挙することになっておりますが、従来から議長の職にある者を選出する例となっておりますので、私が充たります。

よって、ただいま指名いたしました議員が当選されました。

各一部事務組合議会議員に当選されました方々が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時04分

○議長（下山祥二君） 休憩前に続き会議を開きます。

◎議案第90号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決

○議長（下山祥二君） 日程第10、議案第90号 専決処分の報告及びその承認について（令和6年度伊豆市一般会計補正予算（第6回））を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第90号について提案理由を申し上げます。

本案は衆議院の解散に伴い、衆議院議員総選挙が執行されることとなり、選挙準備のため緊急に予算措置を講ずる必要があったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分したものです。同条第3項の規定により議会に報告するとともに、その承認を求め

るものです。

詳細を総務部長に説明させます。

○議長（下山祥二君） これをもって、提案理由の説明が終わりました。

提案理由の説明に関して補足説明の申出がありますので、これを許します。

総務部長。

〔総務部長 井上貴宏君登壇〕

○総務部長（井上貴宏君） それでは、議案第90号 専決処分の報告及びその承認について補足説明させていただきます。

こちらは、衆議院議員選挙の投開票事務に係る経費の補正予算でございます。

衆議院議員選挙は、10月9日に解散、10月15日に告示、10月27日に投開票の日程で行うことを決定したことにより、緊急に選挙の準備が行う必要が生じたので、専決処分をさせていただきます。

まず、歳出項目について御説明いたします。

議案書の15ページをお願いいたします。

選挙に係る人件費として、期日前投票を含む投開票管理者や投開票立会人の報酬、また、事務従事者の投開票に係る時間外勤務手当など合わせて1,420万4,000円、消耗品や入場券の郵便料、また、選挙公報の新聞折り込み手数料を合わせて321万7,000円、期日前投票事務や選挙看板の設置、また、修善寺駅前投票所の設営などの委託料が573万円、投票所及びポスター掲示板などの借上料が93万円となり、総額が2,540万円となります。

次に、歳入ですが、13ページ、前のページを御覧ください。

衆議院議員選挙の執行経費は、県から市に対し衆議院議員選挙委託金として交付されるため、歳出と同額の2,540万円でございます。

補足説明は以上です。

○議長（下山祥二君） これより、議案第90号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（下山祥二君） 質疑がないものと認め、議案第90号の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（下山祥二君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第90号は委員会付託を省略いたします。

これより、議案第90号について討論、採決に入ります。

討論はございませんか。

[発言する人なし]

○議長（下山祥二君） 議案第90号について討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第90号 専決処分の報告及びその承認について（令和6年度伊豆市一般会計補正予算（第6回））の採決を行います。

本案を承認することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（下山祥二君） 起立者全員。

よって、議案第90号は承認されました。

◎議案第91号及び議案第92号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、
討論、採決

○議長（下山祥二君） 日程第11、議案第91号 令和6年度伊豆市公共用地取得事業特別会計補正予算（第1回）及び日程第12、議案第92号 令和6年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第3回）の2議案を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

[市長 菊地 豊君登壇]

○市長（菊地 豊君） 議案第91号及び議案第92号の2議案について一括して提案理由を申し上げます。

議案第91号は、公共用地取得事業特別会計で所有している市有財産の売払い収入及び土地開発基金への積立金として977万2,000円を計上し、歳入歳出予算額を1,059万9,000円とするものです。

議案第92号は、マイナンバーカードと国民健康保険証の一体化に伴うシステム改修事業の歳入予算について、県支出金から国庫支出金へ財源の更正を行うものです。

詳細について、それぞれ担当する部長に説明させます。

○議長（下山祥二君） 提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関しては補足説明の申出がありますので、これを許します。

議案第91号について、総務部長。

[総務部長 井上貴宏君登壇]

○総務部長（井上貴宏君） それでは、議案第91号 令和6年度伊豆市公共用地取得事業特別会計補正予算（第1回）について補足説明を申し上げます。

議案書は19ページから29ページまでとなります。

また、別冊の令和6年度11月補正予算資料の2ページとなります。

本年度、10月9日に実施しました一般競争入札による市有地の売払いにより、伊豆市修善

寺宇梁見301の6ほか5筆、247.43平米の土地が落札され、全体の落札額、1,125万3,900円のうち公共用地取得事業特別会計が所有する4筆分、214.85平米の価格、977万1,761円の入金が見込まれることとなったため、市有財産の売払い収入及び土地開発基金への積立金として、歳入歳出それぞれ977万2,000円を計上するものです。

なお、残り2筆の32.58平米、148万2,139円は一般会計所有の土地であるため、当該会計に収入いたします。

議案第91号の補足説明については以上でございます。

○議長（下山祥二君） 次に、議案第92号について、市民部長。

〔市民部長 佐藤達義君登壇〕

○市民部長（佐藤達義君） それでは、議案第92号 令和6年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第3回）の補足説明をさせていただきます。

先ほどもありました別冊の11月補正予算資料において説明をさせていただきたいと思いますので、補正予算資料をお開きください。

2ページ目の下段を御覧ください。

今回の補正は、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴うシステム改修に係る費用として、6月議会において625万円を補正予算第1回で計上させていただき、その際に県支出金の特別調整交付金を財源として見込みましたが、今回、国庫補助金である社会保障・税番号制度システム整備費補助金の交付対象となったため、歳入科目を県支出金から国庫支出金に更正するものでございます。

歳入歳出予算の総額に増減はございません。

補足説明は以上です。

○議長（下山祥二君） 以上で補足説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

初めに、議案第91号について質疑はありますか。

質疑がありますので質疑を行います。

議案第91号について、議席番号14番、木村議員。

〔14番 木村建一君登壇〕

○14番（木村建一君） 木村建一です。

議案第91号について質疑を行います。

ずれているかもしれませんから、そのときは訂正してください。

土地を売ってそれを収入とするということで、その収入を土地開発基金にという提案でありましたが、少し、私の勉強不足かもしれませんが、今まで公共施設のインフラ整備とか公共施設の統廃合等によって、それを将来の公共施設の管理にちゃんと充てていくんだということがもう一つ基金としてあるんですけれども、公共施設の管理基金ではなくて、土地開発基金に性格上違うのかなと思ったんですけれども、土地の性格が。ちょっとその点が分から

ないので。同じような市有地ですから、それを売ることになると、素朴な疑問、公共施設の管理基金に置くのかと思いつつもそうじゃなくて、今回、提案されているのは土地開発基金ですということが、ちょっと不明確なもので、すみませんがよろしく願いいたします。

○議長（下山祥二君） 答弁願います。市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 総務部長に答弁をさせます。

○議長（下山祥二君） 次に、総務部長。

○総務部長（井上貴宏君） こちらの公共用地の取得事業についてですけれども、土地開発基金についてですが、こちらは、市で道路事業等公共事業の用地を先行取得することを目的に、公共用地取得事業特別会計を設置しております。

ですので、今回の土地につきましては、湯川橋の北側の土地になるんですが、あちらの道路改良を見据えて、修善寺町時代に取得した土地になるんですが、そちらで、事業としては完了しておりますので、そこで使わなくなった土地について、こちら公売をさせていただいたという形になりますので、基金の目的があくまでもそういった公共事業の道路事業等で、今後使う予定がある、先行取得する必要がある土地について設けてある基金という形になります。

以上です。

○議長（下山祥二君） 再質疑ありますか。

木村議員。

○14番（木村建一君） ごめんなさい、木村です。

部長が言われるように今回の土地開発基金というのは、目的があって、その上で取得すると、今、分かったんですけれども、そうすると、今回の提案の中で、いわゆる道路を何か拡張するとかちょっと言っているかもしれないけれども、その点がちょっと分からなかったもので、いわゆる公共の利益のために取得する必要がある土地だと分かったんですけれども、提案理由の中にそのところが不明確だったもので、ちょっとお尋ねしたいんですけれども、そうするともう一つの関係、今後、膨大になるであろう公共施設のお金をためるといふか、土地を売ったりとか建物を売ったりということで、今後の公共施設の統廃合のためにお金を使いますということで、何十億円かの予算が、今、使われようとしているんですけれども、それとは全く関係ないということでの提案ですか、今回は。

○議長（下山祥二君） 答弁願います。総務部長。

○総務部長（井上貴宏君） 関係はないといふか、あくまで先行取得するための、今後、道路事業等で公共事業をする場合の先行取得するための基金という形になります。

以上です。

○議長（下山祥二君） 再質疑ありますか。よろしいですか。

次に、13番、森議員。

〔13番 森 良雄君登壇〕

○13番（森 良雄君） 13番、森良雄です。

議案第91号について質問させていただきます。

この議案第91号、はっきり言ってここに来るまで何が何だかさっぱり分かりません。今の木村議員の質問の内容で湯川橋の下流側ですかというふうに聞こえたけれども、間違いかどうか。まず、場所がどこでどのぐらいの広さだったのか、広さのお話はあったようだけれども。湯川橋の工事が済んでから相当たっているんだけれども、ここへ来て何で急に売却の必要性ができたのかどうなのか。

物件の説明がほとんどされていない。よく分からない。今の木村議員のお話の後でもほとんど分かりません。

それで、公売だったということだけれども、当然、入札が行われたのだと思うんだけど、入札の参加者はどんな方なのか、幾らで落札したのか、予定価格が幾らだったのか、入札の結果について詳しくお話しいただきたい。このぐらいのことだったら、事前に説明資料を出してもらってもいいんじゃないかと思うんです。

以上、お答え願いたい。

○議長（下山祥二君） 答弁願います。市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 本案は、土地の処分が議案ではなくて予算でございますので、予算に関する質問がございましたらお願いいたします。

○議長（下山祥二君） 再質疑ありますか。

森議員。

○13番（森 良雄君） 977万円で売ったんでしょう、予算書にそう載っているんだけど、どうやってそんな数字が出てきたのか、私は聞きたいです。答えられないのですか。

○議長（下山祥二君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（井上貴宏君） 先ほど土地の場所が分からないという話もありましたので御説明いたしますと、先ほど言ったとおり湯川橋の北側です。交差点側です。今、市の駐車場になっている土地になります。面積は先ほど申しましたとおり、全体で247.43平米です。

このタイミングというような話もありましたが、こちらについては事業が完了していますので、令和2年度に公売を1回実施しましたが、やはり、応札者がゼロということで、その後、その土地をしっかりと処分できるようにということで、再度、入札したところ、落札されたということになります。

以上です。

○議長（下山祥二君） 再質疑ありますか。

森議員。

○13番（森 良雄君） 何回、質問できるの。

○議長（下山祥二君） 3回です。

○13番（森 良雄君） あと2回できるんだね。

○議長（下山祥二君） いや、これが3回目です。

○13番（森 良雄君） 3回目、これで終わり。

売ったんでしょう、これ。どこの誰に売ったんですか。公売の内容はどうなのか、それを教えてください。ちゃんと入札やったのかどうか、977万円ですよ。それを聞いています。

○議長（下山祥二君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（井上貴宏君） こちらの落札者ですが、有限会社杉山水産となります。

以上です。

○議長（下山祥二君） 以上で議案第91号の質疑を終結いたします。

失礼いたしました。

10番、青木議員。

〔10番 青木 靖君登壇〕

○10番（青木 靖君） 10番、青木靖です。

議案第91号 令和6年度 伊豆市公共用地取得事業特別会計補正予算（第1回）について議案質疑させていただきます。

前の2人の質疑にもありましたけれども、最初ですので確認の意味で質疑をさせていただきます。

今回、不動産売却収入の報告、それから基金のほうへの積立てという報告です。一般的に土地が売られてお金が入りました。支出としては基金に積み立てましたという議案ですが、普通に考えて、この木村議員の質疑で分かった今回の土地の売買に至る背景であるとか、当然、不動産の位置、広さ、そして売買された金額の根拠がどういうことなのかとか、その売却されたお金、今回は基金に積み立てましたが、それがどういうふうに使われるのかとか、そして、その公表する金額の根拠であるとか、その辺は確認しながら議論していく必要があると思います。

その辺が初めから言えない理由というか、言わない理由というか、初めからそこら辺まで言ってもらってもいいのかと思いましたが、その辺の確認をさせていただきたい。

1回目の部長の答弁では、位置と広さと金額はありましたけれども、その背景についての説明もなかったですし、後から聞かないとその使い道も言わない。議会にかけるべき金額の根拠であるとか、その辺を確認した上で進めると、聞いている方も分かりやすいと思いますので、その辺の提案の仕方、それと説明の仕方の立てつけについて、もう一回、最初ですので確認させてください。

○議長（下山祥二君） 答弁願います。市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 総務部長に答弁をさせます。

○議長（下山祥二君） 次に、総務部長。

○総務部長（井上貴宏君） 補足説明の部分で説明不足だった部分、大変申し訳なかったです。取りあえず売れたことの実と、公売が終わってこの金額、面積であるとかそういった部分についての説明をさせていただきました。また、そういった背景についてまではちょっと説明できなかったもので、少しここでまた、補足で説明させていただきます。

先ほど、木村議員にお答えしたとおりなんですが、もともと、平成10年頃、修善寺町時代に取得した用地、そのときには道路改良であるとか湯川橋先の交差点の道路改良であるとか、公共用地、代替用地として取得しているという記録がございます。その後、平成26年度から市道、国道の改良工事等が始まりまして、道路用地であるとか交換用地として、その全体の用地は使用してきました。全体でいくと、先ほど言いましたとおり、691平米あった土地のうち約470平米ほど、そのときに道路用地であるとか交換用地として売却しております。その余った土地が今回の247.43平米ということで、そちらを今回、不動産鑑定を実施して公売させていただいたというような経緯になります。

以上です。

○議長（下山祥二君） 再質疑ありますか。

青木議員。

○10番（青木 靖君） その辺を聞かないと教えてもらえないのですかというのがひとつ聞いているんです、それが1つ。

それと、約坪15万円ですけども、不動産鑑定が根拠ですよ。その辺の確認を最初から教えていただけるとありがたいということで、その2点を確認します。

○議長（下山祥二君） 答弁願います。総務部長。

○総務部長（井上貴宏君） すみません。ちょっとそこの経緯まで説明するというのが頭になかったものですから、申し訳ありません。まずは、どういう土地で平米と金額をこういった会計の補正予算に計上するというような事実だけをちょっと説明させてもらったということです。すみません。今後、少し補足の説明の中では、もう少し丁寧に説明をしていきたいというふうに考えます。

それとあと、根拠については不動産鑑定による価格になります。

以上です。

○議長（下山祥二君） 再質疑ありますか。

ほかに質疑のある議員はいらっしゃいますか。よろしいですか。

〔発言する人なし〕

○議長（下山祥二君） 以上で、議案第91号の質疑を終結いたします。

次に、議案第92号について質疑はありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○議長（下山祥二君） 質疑なしと認め質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第91号及び議案第92号に2議案については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（下山祥二君） 御異議なしと認めます。

よって、本2議案については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、議案第91号及び議案第92号について討論、採決に入ります。

討論はございませんか。

討論がありますので、これより暫時休憩いたします。

休憩 午前11時35分

再開 午前11時36分

○議長（下山祥二君） 休憩を閉じ会議を開きます。

これより、議案第91号 令和6年度伊豆市公共用地取得事業特別会計補正予算（第1回）の討論、採決を行います。

議案第91号について討論の通告がありますので、発言を許します。

反対討論から行います。

13番、森議員。

〔13番 森 良雄君登壇〕

○13番（森 良雄君） 13番、森良雄です。

議案第91号について反対討論をさせていただきます。

これは東京ラスクの払下げと全く同様な手続じゃないんですか、市長。今、裁判真っ最中ですよ、あれ。大体、私、この土地は前々からなぜ、あれを観光用地として利用しないのかという非常におかしい。たしか、過去にも、あそこを何とかしろと質問か何か提案したことがあるんじゃないかと思うんだけど。

それはこっちに置いておいて、あそこ、車で来る人、やはり湯川橋だよ。湯川橋を目指して観光に来る方、いらっしゃるんじゃないの、市長、知りませんか。私は何人も知り合いがあそこへ車で来て、車をどこへ置くのか聞いてくるのを見ている。なぜ、あんないいところを、あそこを来客の方にぜひ無料で駐車場を提供してやればいいのに、なぜ売っちゃったのか。非常に観光立市なんて言っているながら、あんないい場所を何で売り払っちゃったのかがまず第1点。そんな気は全くなかったのか。

東京ラスクについては今、住民訴訟が起きているということは議員の皆さん、承知しているでしょう。知りませんか。どういう内容ですか。全く同じじゃないの、やり方が。

市民部長、あなた、裁判よく知っているでしょう。僕は藤森さんのところに行って、こんなのがまた起きたよと言わざるを得ないよ。東京ラスクも1億円近い物件が東京ラスクに払い下げられた。現在、市民の有志によって住民訴訟が起こされている。裁判中だ。

私は、これは恐らく被告側に不利な結果が出るんじゃないかと思っています。来年当たり出るんじゃないか。でもただ、被告が市長だから、最高裁まで行くのかと思いますけれども。

やっぱり、売却に至る交渉経過が全く不明なんです。裁判の様子を見てみると。分かんないですよ。議員の皆さん、知っている人いますか。どうやってあそこが売却されたのか。市長は全然知らないでしょう。どうやって売買されたのか。

これも金額が10分の1以下の金額だけれども、東京ラスクから比べたら、僕は利用価値があるんじゃないかと思っています。非常に残念だ。観光客が来ているんだから。湯川橋は伊豆の踊子の出発点じゃないですか。駐車場もないんですよ。それをあなたは売っちゃったんだ。観光なんてやる気あるの、本当に伊豆市は。私は思いますよ。ひどいものだね。今度の選挙では徹底的に妨害を受けた。あんなのでは観光業、やる気あるのかと思っていますけれども。

まずは、議員の皆さん、何でこれが売却されたのか。売却金額もはっきりしない。鑑定士に依頼したのだったら、結果、幾らだったのか、答えが全然分かってない、分からない、僕には。幾ら、その金額、大体、競争入札が原則じゃないですか、市長。あなたのやるのは全部、相対取引だ。議員の皆さん、そんなことが許されますか。

地方自治法に何と書いてあるんですか。細かい数字は僕はよく分からないけれども、100万円以上は全部入札しなさいと書いてあるんじゃないのですか。

ねえ、総合政策部長。何で入札しなかったの。私は入札よりも何よりも、観光立市の伊豆市にとっては最も必要なところじゃないかと思っている。みんな、伊豆の踊子、知っているでしょう。あの舞台の出発はあそこでしょう。そうじゃないんですか。何でそれを売っちゃったの。

裁判と同じですけれども、あなた、市長さん、あの何とか水産、お友達じゃないの。お友達にあれだけ、売っちゃったんじゃないですか。希望者、何人いたんですか。あそこ、欲しいというような人が。そんなことを許しておいていいのかということが私のあれですね。

ところで、ちょっと話変わるけれども、いえいえ、関連するから言うんですよ。6月だったか皆さん、取手市に行ったんですよ。取手市議会と伊豆市議会の違いって分かりますか。聞いてきませんでしたか。関係ないんじゃない、大いにあるんだよ。

○議長（下山祥二君） 議案第91号についてお願いします。森議員。

○13番（森 良雄君） 聞いてなんだね、ぜひ取手市議会というのはどういうふうに運営されているのか聞いてください。私が今ここで言っちゃったら、私と同じ右から左で行っちゃ

うから。全然違うんですよ。ぜひ、伊豆市議会もそうなってほしい。

ともかく、この売却は東京ラスクへの売却と全く同じケースだ。到底許容できるものではない。

以上、終わります。

○議長（下山祥二君） 以上で討論を終結します。

これより、議案第91号 令和6年度伊豆市公共用地取得事業特別会計補正予算（第1回）について採決を行います。

議案第91号について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（下山祥二君） 起立者多数。

よって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第92号 令和6年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第3回）について討論、採決を行います。

討論のある議員はいらっしゃいますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（下山祥二君） ないですね。討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより、議案第92号 令和6年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第3回）について採決を行います。

議案第92号について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（下山祥二君） 起立者全員。

よって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

◎閉会中の所管事務調査の申出

○議長（下山祥二君） 日程第13、閉会中の所管事務調査の申出を議題といたします。

お諮りいたします。

各常任委員長、議会運営委員長から閉会中の所管事務調査の申出がありました。地方自治法第109条第8項の規定により、申出のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（下山祥二君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることに決しました。

◎閉会宣告

○議長（下山祥二君） 以上で、本臨時会に付議された案件は全て終了いたしました。

これにて令和6年伊豆市議会11月臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

閉会 午前 11 時 47 分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 下 山 祥 二

臨 時 議 長 森 良 雄

署 名 議 員 浅 田 藤 二

署 名 議 員 小 川 多 美 子